七十三　設備規則第四十九条の二十の二第一項においてその無線設備の条件が定められている五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局に使用するための無線設備　［新設］

七十四　設備規則第四十九条の二十の二第一項においてその無線設備の条件が定められている五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動中継局に使用するための無線設備　［新設］

七十五　設備規則第四十九条の二十の二第二項においてその無線設備の条件が定められている五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備　［新設］

2　法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

［一　略］

二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第十九号、第十九号の二、第十九号の三から第十九号の四まで及び第七十五号に掲げる特定無線設備　［二　同上］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）　［同上］

一　技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。　［同上］

(1)・(2)　略　［(1)・(2)　同上］

(3)　特性試験　［(3)　同上］

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。　［ア　同上］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
［略］			
備設線無の号二十七第項一第条二第	○	周波数計又はスペクトル分析器 周波数 擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器 占有周波数帯幅	○
備設線無の号三十七第項一第条二第	○		○
備設線無の号四十七第項一第条二第	○		○
備設線無の号五十七第項一第条二第	○		○

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別
［同上］			
備設線無の号二十七第項一第条二第	○	周波数計又はスペクトル分析器 周波数 擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器 占有周波数帯幅	○